いなべ市 道路土工構造物個別施設計画

令和 3 年 3 月

- 1. 道路土工構造物の現状と課題
 - 1-1. 対象施設
 - 1-2. 道路土工構造物の現状と課題
 - 1-3. 道路予算の現状
 - 1-4. 道路土工構造物の現状
- 2. 道路土工構造物の維持管理の基本的な考え方
 - 2-1 道路土工構造物の維持管理の基本方針
 - 2-2 道路土工構造物の点検方法・点検頻度
- 3. 個別施設計画の計画期間
 - 3-1 計画期間
- 4. 対策の優先順位(補修計画の方針)
 - 4-1 対策の優先順位
 - 4-2 補修計画の方針
- 5. 道路土工構造物の状態、対策内容、実施時期
 - 5-1 道路土工構造物の状態
 - 5-2 対策内容と実施時期

1. 道路土工構造物の現状と課題

1-1. 対象施設

・本計画の対象とする道路土工構造物は道路法面、擁壁、ブロック積、カルバート(道路 法第2条第1項に規定する道路土工構造物の内シェッド、大型カルバート等定期点検要領 の対象となる大型カルバートを除く)を対象とします。

1-2. 道路土工構造物の現状と課題

・いなべ市が管理する対象施設は以下のとおりとなっており、道路台帳等をもとに施工箇所や延長を把握しているのが現状です。対象施設には施工時期が不明な施設も多く存在しており、構造や規格も多種に及んでいるため、計画的な点検と補修が課題となっています。

道路土工構造物の主な施設数

道路区分	道路管理 延長	切土法面	盛土法面	擁壁	土石流	カルバート
1級市道	98.0 k m	11 箇所	16 箇所	26 箇所		
2級市道	78.4km	27 箇所	25 箇所	32 箇所	2 箇所	
その他市道	720. 1 k m	19 箇所	16 箇所	34 箇所		10 箇所
計	896. 5 k m	57 箇所	57 箇所	92 箇所	2 箇所	10 箇所

1-3. 道路予算の現状

・道路予算のうち道路維持にかかる費用は、道路インフラの長寿命化修繕、維持管理に多額の費用が必要であり、道路予算については、年々増加の傾向にあり、平成28年度からの予算の推移は下記に示すとおりである。 (単位:千円)

予算区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度
道路橋梁維持費	128, 919	116, 947	138, 529	234, 464	227, 700
維持修繕工事	44, 458	137, 602	70, 318	108, 810	101, 352
維持修繕委託	83, 638	45, 762	113, 475	100, 833	47,000

- ※道路維持費は各年度の当初予算額であり、道路土工構造物の修繕にかかる予算は、道路橋梁 維持費の内数である。
- ※平成 28 年度から平成 31 年度までの維持修繕工事及び維持修繕委託にかかる費用は、各年 度の決算額であり、令和 2 年度の費用については、当初予算額である。

1-4. 道路土工構造物の現状

・平成26年度の道路法面・土工構造物点検において道路防災点検実施該当箇所208箇所で点検を実施した結果、要対策と判定された箇所が6箇所(約3%)であった。 要対策箇所以外についても中長期的な修繕計画を策定し維持管理していく必要がある。

2. 道路土工構造物の維持管理の基本的な考え方

2-1 道路土工構造物の維持管理の基本方針

・道路土工構造物の個別施設計画の策定にあたっては、点検結果を踏まえた適切な措置 を行うことで、第三者等への被害を発生させず、安全で合理的な管理を行い各施設の長 寿命化や維持修繕費のライフサイクルコスト縮減を目指す。

また、平成26年点検で未実施のカルバートについても当計画において点検を実施する。

2-2 道路土工構造物の点検方法・点検頻度

・道路土工構造物の点検方法及び点検頻度については以下の基準によって実施することとする。(道路土工構造物点検要領 平成29年8月 国土交通省に準ずる)

種類	点検方法	点検頻度		
道路土工構造物 切土法面 盛土法面 擁 壁 カルバート 土石流	通常点検	通常パトロール時に車内等から目視を基本と て、変状の有無を点検する。		
	詳細点検	10年に1回の頻度で、近接目視により行う。 必要に応じて触診、打音等の非破壊調査を併用し て行う。		
	中間点検	詳細点検を補完するため、5年に1回の頻度で、 外観を目視することにより行う。		
	非常時点検	市域において、地震・豪雨・防風等、自然災害が 起きるような事象があった場合は、非常時パトロ ールにより状況を把握		

3. 個別施設計画の計画期間

3-1 計画期間

・当該個別施設計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。ただし、緊急を要する事象が発生した場合は、その都度更新を行うこととする。

4. 対策の優先順位(補修計画の方針)

4-1 対策の優先順位

・平成26年度の点検結果による損傷状況、第三者への被害の深刻度、路線の重要性、交通量、地域要望等を考慮し修繕や更新の優先順位を決定する。

優先順位については、点検結果の評価により決定する。

評価	優先順位	対策措置	備考
評価A	间	緊急対策	通行止め
評価B	中	要対策	早期措置
評価C	低	カルテ対応	経過観察
評価D	低	対策不要	健全

4-2 補修計画の方針

- ・評価Aと診断した施設については通行止めとし、対策を行う。
- ・評価Bと診断した施設については、事業年度を定めて令和6年度までに修繕及び更新を完了する。
- ・評価Cと診断した施設については、通常点検で変状を確認したときは、その都度必要な対策を講じる。
- ・評価Dと診断した施設については、通常点検により維持管理を実施する。

5. 道路土工構造物の状態、対策内容、実施時期

5-1 道路土工構造物の状態

・令和2年度までに点検した結果は以下のとおり。

種類	点検数量	評価A	評価B	評価C	評価D
切土法面	57 箇所	_	1 箇所	1 箇所	55 箇所
盛土法面	57 箇所	_	3 箇所	9 箇所	45 箇所
擁 壁	92 箇所	_	2 箇所	3 箇所	87 箇所
カルバート	0 箇所	_	_	_	_
土石流	2 箇所	_	_	1 箇所	1 箇所

5-2 対策内容と実施時期

・対策内容と実施時期

対策内容

- ・必要対策箇所一覧に個別施設ごとの対策内容を明示
- ・調査記録表の二次調査結果を参照し、詳細設計を行い対策内容を決定する

実施時期

・必要対策箇所一覧に個別施設ごとの事業年度を明示